横浜市立本郷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 令和 3年4月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①〔いじめの定義〕

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

② [いじめ防止等に向けての基本理念]

《横浜市のいじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- あらゆる教育活動を通じて「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりをめざす。
- ・ いじめは「どの学校」「どのクラス」「どの子ども」にも起こりうるものであるということを全職 員が強く意識して行動する。
- ・ 保護者や地域、関係機関と連携して子どもを見守り、子どもが悩み困った際に気がねなく相談ができる環境づくりに取り組む。
- ・ 「いじめを絶対に許さないこと」「いじめられている子どもを守り抜くこと」を表明し、いじめの 把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・ 子どもが主体となり「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育むために、子どもの 発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ・ 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、 学校をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 〔委員会の構成員〕

常時 : 校長 副校長 教務主任 児童支援専任 当該学級担任 学年主任 養護教諭

臨時 : 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

- ② [委員会の運営]
 - ・「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回開催するものとする。またそれとは別に、いじめの疑いがある案件が発生した際には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催することとする。

・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を 行う。

③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。いじめ問題に取り組むための活動の内容として、次の活動を行う。

(1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、教育活動全般においていじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進める。
- ・学校いじめ防止対策委員会の活動を児童や保護者に周知する。児童や保護者のいじめに対する不安に素早く対応して、その不安を取り除く。

(2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を児童支援専任及び養護教諭とする。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、学年研や各種委員会等を通していじめの疑いに関する情報 や児童の問題行動にかかる情報の収集と記録を行い、全教員で共有する。
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、当該担任や児童支援専任による情報の迅速な共 有、関係児童に対する聞き取りなどを行う。事実関係を把握し、当該担当と専任、管理職でいじ めであるか否かの判断をして、「学校いじめ防止対策委員会」の開催の可否を判断する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」では、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に 対する指導体制、対応方針の決定と保護者への連絡等、組織的に活動する。

(3) 取り組みの検証

- ・「学校いじめ防止対策委員会」における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を 実施する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、年度末に学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即した取組だったか見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- ① [いじめの未然防止]
 - ・全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の推進、体験活動の充実を図る。
 - ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用し、いじめを許さない学校・学級風土の醸成をする。
 - ・学級活動や委員会活動、クラブ活動等の特別活動を通して、児童一人ひとりの自己有用感を高め、 自尊感情を育んでいく。
 - ・本郷小スタンダードを教職員で徹底し、どの教員も同じ指導をする体制を整えて、児童や保護者と の信頼関係を築いていく。

②〔いじめの早期発見〕

- ・年1回以上職員研修を行い、いじめの定義理解と感度を高める。
- ・定期的なアンケートの実施。
- ・定期的な教育相談の実施
- ・SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の定期訪問。

③〔いじめに対する措置〕

・「学校いじめ防止対策委員会」では、いじめ事案の情報共有、対応を決定し、内容を記録する。

- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を組織的に行い、学校全体でいじめ解消に向けて取り組む。
- ・場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育委員会、警察署等関連機関と連携をして事案対応をする。

④ [いじめの解消]

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている。
 - (1) いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消に至るまで、「学校いじめ防止対策委員会」で継続して被害児童の情報共有を行い、 支援方針を決定する。また担任や児童支援専任等が被害児童と定期的に面談等を行い、被害児童の 様子を把握しながら、学校全体での支援体制を整える。被害児童保護者とも定期的に連絡を取り、 児童の様子を確認し合う。また必要に応じて、加害児童・保護者についても同様に対応を行う。

⑤〔教職員等への研修〕

- ・中学校ブロックの児童支援専任と生徒指導専任間で児童生徒の情報共有を行う。
- ・児童委員会や職員会議、長期休業等を利用して計画的な校内研修を実施する。
- ⑥〔学校運営協議会等の活用〕
 - ・「かがやきづくり協議会」に児童支援専任も参加し、いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応できるよう情報を発信する。

(7) [取組の年間計画]

月	取 組 内 容	
	校 内	保護者・地域等
年間	○いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	○教育相談(SC)(SSW)
	○あいさつ運動	
4	○児童情報引き継ぎ ○本郷小スタンダード確認	○入学式 ○授業参観・懇談会
	○いじめの定義・いじめ防止基本方針の確認	○地域訪問
5	○スマホ・携帯教室 ○児童理解研修	○学校説明会
6	○学校生活アンケート	○かがやきづくり協議会
7	○横浜子ども会議	○学・家・地連で情報共有
	○人権研修	○個人面談
8	○職員いじめ防止研修・危機管理演習	
9	○集会で横浜子ども会議報告	○授業参観・懇談会
1 0	○YPアセスメント	
1 1	○学校生活アンケート	
1 2	○人権週間の取り組み	○かがやきづくり協議会
	○いじめ解決一斉キャンペーン	○個人面談
1	○小中連携連絡会 ○YPアセスメント	○授業参観・懇談会 ○入学説明会
2	○次年度就学児童聞き取り	○PTA総会
3	○新年度への引継ぎ準備	○中学校との引き継ぎ
	○いじめ防止基本方針の点検・見直し	

4 重大事態への対処

① [重大事態の定義]

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

② [発生の報告]

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

③ [重大事態への調査・報告]

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

④ [児童生徒・保護者への報告] いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織的体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて 組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、 措置を講じる。

対応図

